

<volume,page,no.>
43,461-463

<section>
POPS-INTERNATIONAL ACTION TO ADDRESS DIOXINS AND FURANS

<English title>
THE UN/ECE PROTOCOL ON PERSISTENT ORGANIC POLLUTANTS:
PROVISIONS AND MANAGEMENT OPTIONS WITH SPECIAL REFERENCE TO DIOXINS
AND FURANS

<Japanese title>
残留性有機汚染物質についての UN/ECE 議定書：特にダイオキシン及びフラン類に関する規定及び管理選択権

<authors>
Lars Nordberg

<key words>
Protocol, POPs

<Japanese key words>
議定書， 残留性有機汚染物質

<summary>
1998 年 6 月 24 日に POPs に関する UN/ECE 議定書は採用され、引き続きヨーロッパ、北アメリカ、ヨーロッパ共同体の 35 ヶ国によって調印された。その議定書の目的は POPs の放出、消失を制限し減少させなくすことであり、農薬、工業化学品、前駆体や不純物など 16 物質の POPs に焦点を合わせている。この議定書は使用の制限と削除、またダイオキシン類においては国際的な年間排出量削減を盛り込んでいる。そして POPs の地球規模の拡散を抑制するのに重要な貢献をし、POPs に新しい物質を加えるための規定を含めた組織の改善と長期モニタリングに提供している。

<translator>
荻田幸子

<end>